

平成 24 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長
里 見 治
(コード番号 6460 東証第一部)
問 合 せ 先 グループ代表室長兼グループコミュニケーション室長
新 谷 省 二
(電話番号 03-6215-9955)

子会社の新設分割に関するお知らせ

当社および当社の連結子会社である株式会社セガ（以下、「分割会社」という。）は、平成 24 年 7 月 2 日を効力発生日として、分割会社の営む事業の一部を会社分割（新設分割）し、その事業を新設する株式会社セガネットワークス（以下、「新設分割設立会社」という。）に承継することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 会社分割の目的

分割会社が展開するネットワーク事業の主要機能を会社分割し、新設分割設立会社に承継することにより、事業環境の変化に応じた適正な事業構造を構築し、経営意思決定の迅速化や多様化する顧客ニーズに応えるサービスの提供を図り、収益の最大化を目指すことを目的としています。

2. 会社分割の要旨

(1) 分割の日程

- ・分割期日（効力発生日） 平成 24 年 7 月 2 日（予定）
- ・新会社の設立登記 平成 24 年 7 月 2 日（予定）

本分割は会社法第 805 条の規定（簡易新設分割）に基づき、分割承認株主総会は開催いたしません。

(2) 分割方法

株式会社セガを分割会社とし、株式会社セガネットワークスを新設分割設立会社とする新設分割です。

(3) 株式の割当て

新設分割設立会社が本件分割に際して発行する株式は 1,000 株であり、全ての株式を分割会社に割当交付します。

(4) 分割交付金

分割交付金の支払いはありません。

(5) 分割により減少する資本金等

本件分割による、当社並びに分割会社の資本金等の変動はありません。

- (6) 分割会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い
分割会社は新株予約権および新株予約権付社債を発行していません。
- (7) 新設分割設立会社が承継する権利義務
新設分割設立会社は、分割の効力発生日に、分割契約書に定める事業に関する資産、負債、契約上の地位等の権利義務を承継します。
- (8) 債務履行の見込み
分割会社および新設分割設立会社が本件分割後に負担する債務履行の見込みに問題が無いものと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

	分割会社 (平成 24 年 3 月 31 日現在)	新設分割設立会社 (平成 24 年 7 月 2 日予定)
(1) 商号	㈱セガ	㈱セガネットワークス
(2) 事業内容	アミューズメント機器の開発・製造・販売、アミューズメント施設の開発・運営、ゲームソフトウェアの開発・販売	インターネットその他通信手段を利用した商品・サービスの企画、開発、設計、販売、配信、管理運営に関する事業
(3) 設立年月日	昭和 35 年 6 月 3 日	平成 24 年 7 月 2 日
(4) 本店所在地	東京都大田区羽田一丁目 2 番 12 号	東京都品川区東品川 (予定)
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 COO 鶴見尚也 (4 月 1 日現在)	代表取締役社長 CEO 里見治紀
(6) 資本金	600 億円	1,000 万円 (予定)
(7) 発行済株式数	174,945,700 株	1,000 株
(8) 総資産	138,575 百万円	5,450 百万円 (予定)
(9) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
(10) 従業員数	2,611 人	130 人 (予定)
(11) 大株主および 持ち株比率	セガサミーホールディングス(株) 100%	㈱セガ 100%

4. 分割する事業の概要

ネットワーク事業：インターネットその他通信手段を介したゲームアプリケーション等、商品・サービスの企画、開発、設計、販売、配信、管理運営

5. 会社分割後の状況

分割会社である株式会社セガの商号、事業内容、本店所在地、代表者、資本金、決算期については、本分割による変更はありません。

6. 業績に与える影響

分割会社である株式会社セガは当社の 100%子会社であり、新設分割設立会社である株式会社セガネットワークスは株式会社セガの 100%子会社となるため、当社単体および連結業績に与える影響は軽微となる見込みです。

以上